

	(5) 養護学級の教員 …… →	給料 × $\frac{12}{100}$		
手 当	1 扶養手当	扶養親族を有する職員	配偶者及び1子 600円 その他 400円	同 上
	2 通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員 自転車等を利用して通勤する職員	→ $(3\text{月定期券の額} \times \frac{1}{3}) - 100\text{円}$ (ただし、最高750円) → 200円	翌月の給料の支給日
	3 期末手当	支給日に在職する職員	$(6\text{月15日}) \rightarrow (\text{給} + \text{扶}) \times \frac{95}{100} \times \text{期間率} \dots\dots$ $(12\text{月15日}) \dots\dots \rightarrow (\text{給} + \text{扶}) \times \frac{170}{100} \times \text{期間率} \dots\dots$	→ 6月15日 → 12月15日
	4 勤勉手当	支給日に勤務する職員	$(6\text{月15日}) \dots \rightarrow \left\{ \begin{array}{l} \text{給料} \times \text{期間率} \\ \text{ただし、期間率は} (\text{給} + \text{扶}) \times \frac{25}{100} \text{の範囲で別に定める。} \end{array} \right.$ $(12\text{月15日}) \dots \rightarrow \left\{ \begin{array}{l} \text{給料} \times \text{期間率} \\ \text{ただし、期間率は} (\text{給} + \text{扶}) \times \frac{50}{100} \text{の範囲内で別に定める} \end{array} \right.$	同 上
	5 寒冷地手当	8月31日において寒冷地に在職する職員(ただし同日付退職を除く。)	5級地 (給+扶) × $\frac{80}{100}$ 4級地 (〳) × $\frac{60}{100}$ 3級地 (〳) × $\frac{45}{100}$ 2級地 (〳) × $\frac{30}{100}$ 1級地 (〳) × $\frac{15}{100}$	8月31日
	6 薪炭手当	寒冷地手当の4級地及び5級地に在勤する職員	5級地 …… → { 世帯主 …… → 7,500円 準世帯主 …… → 5,000円 その他 …… → 2,500円 } 4級地 …… → { 世帯主 …… → 3,750円 準世帯主 …… → 2,500円 その他 …… → 1,250円 }	同 上
	7 超過勤務手当	正規の勤務時間外又は休日に勤務を命ぜられた職員	勤務1時間当りの額 × $\frac{125}{100}$ (深夜は $\frac{150}{100}$ ) × 勤務時間数	翌月の給料の支給日
	8 休日給		ただし、予算の範囲内で命令される。	
	9 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員	宿直 …… → 300円 日曜、休日の日直 …… → 300円 土曜半日直 …… → 150円	同 上